

瀬戸内市特別支援教育連携協議会設置要綱

【目的】

第1条

瀬戸内市の子どもたちが個々のニーズに応じた適切な支援が受けられるようにするため教育・医療・福祉等の関係機関がネットワークをつくり、お互いの連携を密にとるとともに特別支援に関する資質向上を図る。

また、瀬戸内市地域自立支援協議会とも連携を図ることにより、学校卒業後の自立と社会参加を目指した支援ができるようにする。

【名称】

第2条

この会は、瀬戸内市特別支援教育連携協議会（以下「協議会」と称する。

（平成21年度以前の「特別支援ネットワーク」の就労・生活支援ネットワークが活動の拠点を自立支援協議会に置いたこととともない、幼児支援ネットワーク及び教育支援ネットワークは新たに「特別支援教育連携協議会」として発足した。）

【活動内容】

第3条

協議会は目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 関係機関による情報交換及び研修
- (2) 関係者によるケース会議の実施
- (3) 中学校区単位での保幼小中高連携を促進するための活動
- (4) 個別の教育支援計画作成を促進するための活動
- (5) 県の専門指導員派遣事業を円滑に推進するための活動
- (6) その他目的達成に向け必要な活動

【構成員】

第4条

協議会は次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 瀬戸内市教育委員会 職員 | |
| (2) 瀬戸内市地域生活支援センタースマイル 職員 | |
| (3) 地域生活支援センターパレット 職員 | |
| (4) 瀬戸内市保健福祉部福祉課障害福祉係 職員 | |
| (5) 瀬戸内市保健福祉部子育て支援課 職員 | |
| (6) 瀬戸内市保健福祉部健康づくり推進課 職員 | |
| (7) 瀬戸内市地域自立支援協議会 会員 | |
| (8) 瀬戸内市手をつなぐ育成会 職員 | |
| (9) 瀬戸内市手をつなぐ親の会 職員 | |
| (10) もろおかクリニック 職員 | |
| (11) おかやま発達障害者支援センター 職員 | |
| (12) 岡山県中央児童相談所 職員 | |
| (13) 和気閑谷高等学校 職員 | (14) 備前緑陽高等学校 職員 |
| (15) 瀬戸高等学校 職員 | (16) 瀬戸南高等学校 職員 |
| (17) 邑久高等学校 職員 | (18) 岡山瀬戸高等支援学校 職員 |
| (19) 片上高等学校 職員 | (20) 中学校代表校 職員 |
| (21) 小学校代表校 職員 | (22) 幼稚園代表園 職員 |
| (23) 保育園代表園 職員 | (24) 東備支援学校 職員 |
| (25) その他必要と認める者 | |

【運営】

第5条

- (1) 協議会の円滑な運営のため運営委員会を組織し、運営委員長（1名）、運営副委員長（1名）、事務局（若干名）を置く。
- (2) 事務局は、当分の間、東備支援学校内に置く。
- (3) 全体会議を年1回開催する。なお、第3条に関する活動は、随時実施する。

【その他】

第6条

協議会の運営等に関して、この要綱に定めのない事項については協議して定める。

附則

平成21年6月12日から施行する。
一部改正：平成24年6月5日



平成25年度版

瀬戸内市教育委員会
担当:大嶋
0869-34-3968
コーディネーター

瀬戸内市特別支援教育連携協議会

